

議案第79号

市道路線の認定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年11月26日

つくば市長 五十嵐立青

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第2項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり認定する。

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
2-2670 号線	つくば市大穂2番10地先から	
	つくば市大穂2番1地先まで	

（提案理由）

開発行為道路を市道に認定するため、この案を提出するものである。

つくば市 12 月定例会議

市道認定図面

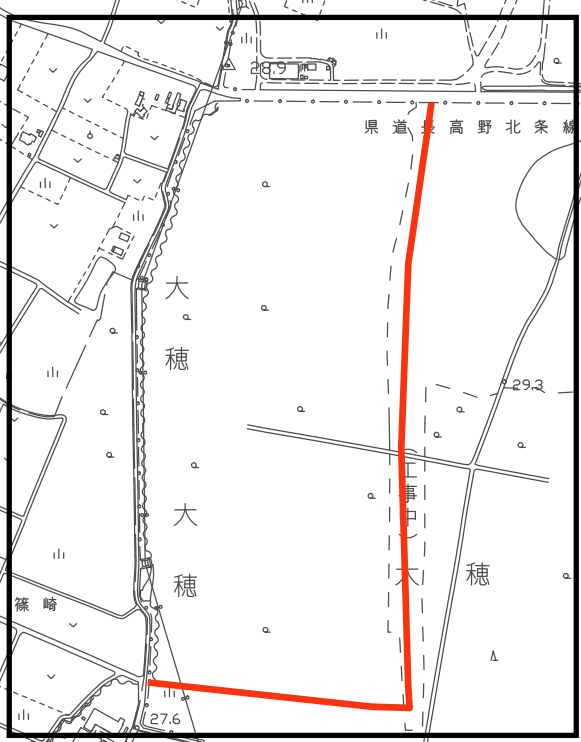
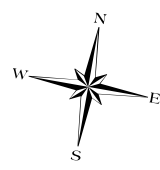
目 次

路 線 名	起 点	理由	頁	延長(m)
	終 点			
2-2670号線	つくば市大穂 2 番 1 0 地先	開発行為道路を市道に 認定するため。	1, 2	921.2
	つくば市大穂 2 番 1 地先			

合計路線	1本
合計延長	921.2m

市道認定路線位置図

1:8,000



0 200 400 800 メートル

市道認定路線平面図 1:5,000

